

平成 17 年 3 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
社会福祉法人久木野村社会福祉協議会 阿蘇郡久木野村大字久石 2705 番地	社会福祉法人久木野村社会福祉協議会 阿蘇郡久木野村大字久石 2705 番地 飯法師 一幸	平成 17 年 2 月 12 日	43000100106110	身体障害者 居宅介護
長陽村社会福祉協議会訪問介護事業所 阿蘇郡長陽村大字河陽 4518 番地の 2	社会福祉法人 長陽村社会福祉協議会 阿蘇郡長陽村大字河陽 4518 番地の 2 今村 輝昭	平成 17 年 2 月 12 日	43000100121119	身体障害者 居宅介護

熊本県告示第 261 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 20 の規定により次の指定居宅支援事業者から廃止の届出があった。

平成 17 年 3 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
社会福祉法人久木野村社会福祉協議会 阿蘇郡久木野村大字久石 2705 番地	社会福祉法人久木野村社会福祉協議会 阿蘇郡久木野村大字久石 2705 番地 飯法師 一幸	平成 17 年 2 月 12 日	43000200125119	知的障害者 居宅介護
長陽村社会福祉協議会訪問介護事業所 阿蘇郡長陽村大字河陽 4518 番地の 2	社会福祉法人 長陽村社会福祉協議会 阿蘇郡長陽村大字河陽 4518 番地の 2 今村 輝昭	平成 17 年 2 月 12 日	43000200175114	知的障害者 居宅介護

熊本県告示第 262 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 20 の規定により次の指定居宅支援事業者から廃止の届出があった。

平成 17 年 3 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
社会福祉法人久木野村社会福祉協議会 阿蘇郡久木野村大字久石 2705 番地	社会福祉法人久木野村社会福祉協議会 阿蘇郡久木野村大字久石 2705 番地 飯法師 一幸	平成 17 年 2 月 12 日	43000300079117	児童居宅介護
長陽村社会福祉協議会訪問介護事業所 阿蘇郡長陽村大字河陽 4518 番地の 2	社会福祉法人 長陽村社会福祉協議会 阿蘇郡長陽村大字河陽 4518 番地の 2 今村 輝昭	平成 17 年 2 月 12 日	43000300117115	児童居宅介護

熊本県告示第 263 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 17 条の 5 第 1 項の規定により次の指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 3 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
ケアセンターやまと 上益城郡山都町大平 91 番地	社会福祉法人 山都町社会福祉協議会 上益城郡山都町大平 91 番地 兼瀬 哲治	平成 17 年 2 月 11 日	43000100197119	身体障害者 居宅介護

熊本県告示第 264 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 5 第 1 項の規定により次の指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 3 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
ケアセンターやまと 上益城郡山都町大平 91 番地	社会福祉法人 山都町社会福祉協議会 上益城郡山都町大平 91 番地 兼瀬 哲治	平成 17 年 2 月 11 日	43000200265113	知的障害者 居宅介護

熊本県告示第 265 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 10 第 1 項の規定により次の指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 3 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
ケアセンターやまと 上益城郡山都町大平 91 番地	社会福祉法人 山都町社会福祉協議会 上益城郡山都町大平 91 番地 兼瀬 哲治	平成 17 年 2 月 11 日	43000300180113	児童居宅介護

熊本県告示第 266 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 17 年 3 月 11 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	八代鏡線	八代郡鏡町大字両出字七百町二番割 1325 番 1 地先から 同 所 字七百町三番割 1340 番 7 地先まで	359.5	交安主要 一種

2 供用開始する期日 平成 17 年 3 月 11 日

熊本県告示第 267 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 17 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 3 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
社会福祉法人阿蘇市社会福祉協議会阿蘇居宅介護事業所 阿蘇市内牧 976 番地 2	社会福祉法人 阿蘇市社会福祉協議会 阿蘇市内牧 976 番地 2 河崎 敦夫	平成 17 年 2 月 11 日	43000100198117	身体障害者 居宅介護
社会福祉法人阿蘇市社会福祉協議会一の宮居宅介護事業所 阿蘇市一の宮町手野 963 番地 1	社会福祉法人 阿蘇市社会福祉協議会 阿蘇市内牧 976 番地 2 河崎 敦夫	平成 17 年 2 月 11 日	43000100199115	身体障害者 居宅介護

熊本県告示第 268 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 3 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
社会福祉法人阿蘇市社会福祉協議会阿蘇居宅介護事業所 阿蘇市内牧 976 番地 2	社会福祉法人 阿蘇市社会福祉協議会 阿蘇市内牧 976 番地 2 河崎 敦夫	平成 17 年 2 月 11 日	43000200266111	知的障害者 居宅介護
社会福祉法人阿蘇市社会福祉協議会一の宮居宅介護事業所 阿蘇市一の宮町手野 963 番地 1	社会福祉法人 阿蘇市社会福祉協議会 阿蘇市内牧 976 番地 2 河崎 敦夫	平成 17 年 2 月 11 日	43000200267119	知的障害者 居宅介護

熊本県告示第 269 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 17 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 3 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
グリーンウッド 阿蘇郡南阿蘇村大字久石 2705 番地	社会福祉法人 南阿蘇村社会福祉協議会 阿蘇郡南阿蘇村大字久石 2705 番地 今村 輝昭	平成 17 年 2 月 13 日	43000100200111	身体障害者 居宅介護

熊本県告示第 270 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 3 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子